

騒音・振動関係特定施設対象表

法・条例	騒音規制法 昭和45年6月1日施行		京都府環境を守り育てる条例（騒音） 平成8年4月1日施行		振動規制法 昭和53年3月1日施行		京都府環境を守り育てる条例（振動） 平成8年4月1日施行	
	特定施設名	条件等	特定施設名	条件等	特定施設名	条件等	特定施設名	条件等
—	—	—	(1) 騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）別表第1に掲げる施設	騒音規制法参照	—	—	(1) 振動規制法施行令（昭和51年政令第280号）別表第1に掲げる施設	振動規制法参照
金属加工機械	1 イ 圧延機械 ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン ニ 液圧プレス ホ 機械プレス ヘ せん断機 ト 鍛造機 チ ワイヤフォーマーマシン リ プラスト ヌ タンブラー ル 切断機	22.5kw 以上 ロール式で3.75kw 以上 矯正プレスを除く 294和ニュートン(加圧能力)以上 3.75kw 以上 タンブラー以外で密閉式を除く といしを用いるもの	(2) ア 圧延機械 イ ベンディングマシン ウ 液圧プレス エ 機械プレス オ せん断機 カ プラスト キ 自動旋盤 ク 高速切断機 ケ 平削盤 コ 型削盤 サ 研磨機	騒音規制法参照 工具用を除く	1 イ 液圧プレス ロ 機械プレス ハ せん断機 ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーマーマシン	矯正プレスを除く 1kw 以上 37.5kw 以上	(2) ア 圧延機械 イ 液圧プレス ウ せん断機 エ ベンディングマシン	ロール式で3.75kw 以上
圧縮・送風機	2 空気圧縮機及び送風機	7.5kw 以上	(3) 圧縮機 (4) 送風機	3.75kw 以上 3.75kw 以上	2 圧縮機	7.5kw 以上	—	—
粉碎機	3 土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	7.5kw 以上	(5) ア 土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機 イ その他の用に供する粉碎機		3 土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	7.5kw 以上	(3) ア 土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機 イ その他の用に供する粉碎機	
繊維機械	4 織機	原動機を用いるもの	(6) 撚糸機		4 織機	原動機を用いるもの	—	—
建設用資材製造機械	5 イ コンクリートプラント ロ アスファルトプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、 混練容量0.45m ³ 以上 混練容量200kg 以上	(7) ア コンクリートプラント イ アスファルトプラント		5 コンクリートブロックマシン コンクリート管、柱製造機械	合計2.95kw 以上 合計10kw 以上	(4) バッチャープラント	
—	6 穀物用製粉機	ロール式で7.5kw 以上	—	—	—	—	(5) 冷凍機	7.5kw 以上
木材加工機械	7 イ ドラムバーカー ロ チッパー ハ 碎木機 ニ 帯のこ盤 ホ 丸のこ盤 ヘ かな盤	2.25kw 以上 製材15kw、木工2.25kw 以上 製材15kw、木工2.25kw 以上 2.25kw 以上	(8) ア チッパー イ 帯のこ盤 ウ 丸のこ盤 エ かな盤 オ 立のこ盤	0.75kw 以上 0.75kw 以上 0.75kw 以上 0.75kw 以上	6 イ ドラムバーカー ロ チッパー	2.2kw 以上	—	—
抄紙機	8 抄紙機		—	—	—	—	—	—
印刷機械	9 印刷機械	原動機を用いるもの	—	—	7 印刷機械	2.2kw 以上	—	—
合成樹脂加工機械	10 合成樹脂用射出成形機		(9) 合成樹脂加工機械		8 ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機 9 合成樹脂用射出成形機	カレンダーロール機以外で30kw 以上	—	—
鋳造型機	11 鋳造型機	ジョルト式のもの	(10) 鋳造型機		10 鋳造型機	ジョルト式のもの	—	—
その他	—	—	(11) 遠心分離機 (12) クーリングタワー (13) 重油バーナー (14) 工業用動力マシン (15) ガラス研磨機 (16) ニューマチックハンマー (17) コルゲートマシン	直径1.2m 以上 0.75kw 以上 回転式・低圧空気式を除く 3台以上	—	—	(6) 遠心分離機 (7) ニューマチックハンマー (8) コルゲートマシン (9) 原石切断機	直径1.2m 以上 7.5kw 以上
備考	* 計量単位の変更：H11.10.1から施行（旧単位 30トン）		(2)から(17)までに掲げる施設については、(1)に掲げる施設を含まないものとする。		—		(2)から(9)までに掲げる施設については、(1)に掲げる施設を含まないものとする。	

騒音の規制基準

(昭和 61 年 4 月 1 日 京都市告示第 2 号)

(平成 24 年 3 月 30 日 京都市告示第 455 号)

(単位：デシベル)

区域の区分 時間の区分	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域
	第 1 種低層住居 専用地域 第 2 種低層住居 専用地域 田園住居地域	第 1 種中高層住居 専用地域 第 2 種中高層住居 専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域
<u>昼 間</u> 午前 8 時から 午後 6 時まで	4 5	5 0 (4 5)	6 5 (6 0)	7 0 (6 5)
<u>朝・夕</u> 午前 6 時から 午前 8 時まで 午後 6 時から 午後 10 時まで	4 0	4 5 (4 0)	5 5 (5 0)	6 0 (5 5)
<u>夜 間</u> 午後 10 時から 午前 6 時まで	4 0	4 0	5 0 (4 5)	5 5 (5 0)

振動の規制基準

(昭和 61 年 4 月 1 日 京都市告示第 5 号)

(平成 24 年 3 月 30 日 京都市告示第 456 号)

(単位：デシベル)

区域の区分 時間の区分	第 1 種区域	第 2 種区域
	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 田園住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
<u>昼 間</u> 午前 8 時から 午後 7 時まで	6 0 (5 5)	6 5 (6 0)
<u>夜 間</u> 午後 7 時から 午前 8 時まで	5 5	6 0 (5 5)

備 考

- 1 学校、保育園、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内においては（ ）内の数値です。
- 2 基準値は、工場・事業場の敷地境界線の値です。騒音規制法、振動規制法及び京都府環境を守り育てる条例とも同じ基準値です。